

## 阪急阪神ホールディングス株式会社第64回無担保社債 (サステナビリティボンド)の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、阪急阪神ホールディングス株式会社が発行するサステナビリティボンド（以下「本サステナビリティボンド」といいます。）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本サステナビリティボンドで調達された資金は、サステナビリティボンド・フレームワークにおける適格プロジェクト（環境に配慮した建物、安全・安心のための施設の提供、周辺公共施設の整備）である梅田1丁目1番地計画における「大阪梅田ツインタワーズ・サウス」の建設資金および同ビル周辺公共施設整備に係る設備投資資金ならびに同資金に係るコマーシャル・ペーパーの償還資金に充当する予定です。

阪急阪神ホールディングス株式会社は、本サステナビリティボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版」<sup>\*1</sup>「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021年版」<sup>\*2</sup>および「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021年版」<sup>\*3</sup>環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」<sup>\*4</sup>ならびに金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」<sup>\*5</sup>に即したサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、その適合性について株式会社格付投資情報センターからセカンドオピニオンを取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集・お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスク、2019年にサステナブル・ファイナンス室を設置しました。また、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative<sup>\*6</sup>とパートナー契約を締結しています。その後2021年から、これらの取り組みをさらに強化・拡大するため、サステナビリティ推進部を新設しています。

これらの取り組みにより、当社はサステナビリティボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献へ

の取り組みをサポートし、SDGs 債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最高のサービスを提供してまいります。

以 上

- ※1 国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- ※2 ICMA が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドライン。
- ※3 ICMA により策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドライン。
- ※4 グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2020 年 3 月に改訂したガイドライン。
- ※5 ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、発行体、投資家、その他の市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドの社会的な効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、我が国においてソーシャルボンドの普及を図ることを目的に、金融庁が 2021 年 10 月に策定・公表したガイドライン。
- ※6 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100 兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行う。